

**第 1 1 回庄内南部地区合併協議会  
専門小委員会第二小委員会  
会 議 会 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 2 7 日（金）

場 所：温 海 町 ふ れ あ い セ ン タ ー

# 第11回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

日 時 平成16年2月27日(金)午後1時30分～

場 所 温海町ふれあいセンター 第1・2会議室

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) 重要事務事業について

(2) その他

3 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	鶴岡市・識見を有する者	竹内 峰子
副委員長	温海町議会議員	佐藤甚一郎	委 員	羽黒町・識見を有する者	高橋 澤
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	櫛引町・識見を有する者	長南 源一
委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫	委 員	朝日村・識見を有する者	田村 作美
委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘	委 員	温海町・識見を有する者	佐藤喜久子

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
住民生活 部 会	部会長	阿部 恒彦	健康福祉 部 会	高齢者福祉分科会長	山木 知也
	副部会長	芳賀 一弥		社会児童分科会長	上原 正明
	住民分科会長	林 由美子		部会員	小野寺雄次
	生活分科会長	斎藤 和也	教育部会	部会長	村田 久忠
	税務・国保分科会長	三浦 義廣		副部会長	成田 進
	部会員	遠見 昌圀		管理・学校教育分科会長	板垣 隆一
	部会員	門崎 秀夫		管理・学校教育副分科会長	富樫 恒文
部会員	秋野 友樹	社会教育分科会長	森 博子		
健康福祉 部 会	部会長	白井 宗雄	スポーツ分科会長	秋庭 一生	
	健康分科会長	菅原 敬一	部会員	山村 誠	
	福祉分科会長	板垣 博			

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	鈴木金右工門
調査計画主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治

## 1 開 会 (午後1時30分)

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただ今から第11回の第二小委員会を開会いたします。午前中の協議会から引き続きということで、ご苦勞様でございます。

早速ではございますが、会議次第により進めさせていただきます。

## 2 協 議

### (1) 重要事務事業について

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 次第2の協議につきまして、本城委員長さんから会議を進めていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○本城昭一委員長 どうも皆さんご苦勞様でございます。次第2の協議に進めさせていただきます。

教育部会の管理・学校教育分科会からお願いしたいと思います。管理番号は1224、私立高等学校生徒学費補助金の調整について、委員の皆様から質問、ご意見をお受けしたいと思います。この調整内容に書いてありますとおり、調整内容は補助対象、補助金額を鶴岡市の基準に統一し、私立高等学校に限定して初年度から実施する、合併まで要綱を整備する、合併まで、こういう調整案です。これは鶴岡市のみ実施している、これに合わせるということではありますが、いかがですか。

○須藤栄弘委員 鶴岡市のこれについては、要綱を当然持っていると思いますけども、内容的にはどのような要綱内容でしょうか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 管理・学校教育分科会副分科会長、鶴岡市教育委員会学校教育課長の富樫でございます。

説明資料の81ページをご覧くださいと思います。そこに管理番号081 1224の私立高等学校生徒学費補助金の件を簡単に載せてありますが、私立高校に在籍している生徒の保護者に対しまして、就学にかかる学費の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る事業でございます。生活保護世帯、それから市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯に対しまして、年間2万5,000円の補助を実施しているものでございます。

以上であります。

○本城昭一委員長 よろしいですか。

○須藤栄弘委員 はい。

○本城昭一委員長 この1224で朝日村では、通学費補助として県立高等学校も含めて実施をしている。これは要保護、非課税世帯ということになっておりますが、下の段では朝日村の高等学校等学費補助金については、当面現行どおりとすると、こういう調整案であります。

○**遠藤純夫委員** この補助であります、鶴岡市のみが実施されておるといふうちにここに書かれておるわけですが、これを合併後鶴岡市の基準に統一し、私立高等学校に限定して初年度から実施するといふようになっておりますが、これ合併までに要綱を整備するといふようになっておるようでありますが、この辺についても何かいろいろなところもしありましたら、これは合併時点で全町村のあれもこのものに該当になるのかどうなるのか、その辺についてお伺いします。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** この調整内容についてご了解いただきましたら、16年度中に要綱を整備しまして、17年度からスタートしたいといふふうに考えているところであります。ここに書いてありますように、全市町村に該当するということであり、7市町村の15年度の生活保護世帯、それから市民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯等の私立高校の在籍者を調べましたところ、15年度については122名でございます。そんなことで、このところに130名掛ける2万5,000円というようなことで、新年度の予算額についても記載しているところであります。

○**本城昭一委員長** この調整内容でよろしいですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それじゃ、そのようにさせていただきます。

次に、育英奨学金貸付等事業、これは当面各町村で実施している制度をそれぞれの単位で継続をすると、こういうことであり、これは、説明資料の81ページに書いてありまして、それぞれこのような違いがあるわけであり、当面現行どおりとすると、こういう調整案であります。これの当面というのは3年ぐらいですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 当面の意味でございますけれども、前もご説明したかと存じますけれども、当面従来どおりというのは、基本的には現在行っていることについて差異があるなにかかわらず、やるべきだというような判断で行うわけですが、新市に入りまして、社会情勢とか、そういったような変更があった場合、それに合わせて検討するということ、今現在のところ基本的に調整するという観点からそのものを見るということではないというようなことで、その当面というのは3年か5年か、それは新市になってからの社会情勢で、目安については何も定めがないといふふうな考え方でございます。

○**須藤栄弘委員** 鶴岡市では、このような公的な資金以外に、いわゆる民間なんか設置しました育英基金等あるものでしょうか。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 鶴岡市独自としてはございません。今鶴岡市につきましては、日本育英会の奨学制度のほかあしなが基金とか、そういうもの

を活用していただくというようなことで、各高等学校等でその周知を図っていただいているところでもあります。

○須藤栄弘委員 民間で設置したというものはないですか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 銀行関係等はございます。

○須藤栄弘委員 そうですか、わかりました。

○本城昭一委員長 これ鶴岡を除いて全部あるんですか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 特に大学生に限ってでございますけれども、高校3年のときに各高校で周知を図っている奨学金についてちょっと説明させていただきたいと思います。

日本育英会の奨学金がございまして、オリエンタルモーターでやっております倉石奨学金、それから病気災害等の遺児の奨学生に対するあしなが育英会、それから交通遺児育英会、それから金屋興業でやっております克念社育英資金、それから鶴岡建設で行っております真知社育英会、それから本間物産の荘内育英会、あと東田川郡町村組合でやっているものもあるようでございまして、白崎資金医学振興奨励金というようなものもあるようでございます。

○本城昭一委員長 当面という意味先ほど説明ありました。当面ということで、この調整いかがですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、1236新入学児童ランドセル贈呈事業ということであります。これについては、実施しているのは朝日村さん、羽黒町さん、藤島町さんということで、他の4市町は実施していないということで未実施市町が実施することにより、経費が1,265万2,000円増となることから、合併後3年をめどに廃止する方向で調整をすると、こういう調整案であります。

○押井喜一委員 この件では、廃止する方向ということですが、確かに経費を伴う事業というふうに思いますけれども、個人的には合併ということで一つの大きな政策的な目玉というようなことも考える必要があるのではないかなというふうに思っています。藤島で実施しているからというふうなことでなしに、子供たちに公平にランドセルを贈呈していくという制度は、非常に私はいい制度ではないかなというふうに思っています。制度のあり方も含めて検討すべきではないかなと。廃止ということで果たしていいのかなというふうな思いもございまして、その辺のいろんなご意見を聞きながら調整する必要がある、特に女性の委員からこういった制度に対するいろんなご意見をお聞きしたいなと思うんですが、よろしくお願いします。

○**本城昭一委員長** その辺十分に事務局で検討したのだと思いますけれども、私も孫のランドセル見に行ったんです。4万、5万するんです。贈呈しているものはどの程度のものか、そちらのほうから聞かせてください。

○**山村 誠教育部会員** 藤島ですが、3万2,000円程度のものが8,000円ぐらいの金額でございます。

○**押井喜一委員** もう少し詳しく。

○**山村 誠教育部会員** ランドセルの背負うところが移動式で下も移動式のランドセルですが、市販の定価ですと3万二、三千円ぐらいのランドセルが発注の仕方にもよるかと思いますが、メーカーのほうでも個数を限定して発注をするということで、かなり安いということで、メーカーのほうでもロスが出ないということで安く提供していただいています。

○**押井喜一委員** 新入学生というのは千五百、六百人くらいになるのか、合併すれば。

○**本城昭一委員長** 17年度の入学になるわけだ。

○**須藤栄弘委員** この1,200万というのは、何ぼの金額で何人を掛けたものですか。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 新1年生は1,500名から1,550名くらいです。あとこの値段については、8,000円のそういう値段でなくて、通常のランドセル価格に人数を掛けてこのような金額を出しております。(36ページに発言訂正あり)

○**本城昭一委員長** 対象を広げるということが一つ問題になっていると思いますし、この制度というのは実施しているところではいろいろ意味があるということでもありますので、この辺はどうですか。

○**押井喜一委員** 1万円にしても1,500万です。額の程度ではないけれども、そうした政策も考えてみる必要があるのではないかなと。

○**竹内峰子委員** 8,000円なんて聞いてびっくりしました。確かに3万円から4万円なのかなと。でも、鶴岡の中でも他の町村でそういうランドセルということで、最近新聞等々で2回ほど目にしましたものですから、聞いてみました。孫親の立場にすると、プレゼントが何よりの楽しみであるので、孫親の楽しみを取らないでくれという声もあって、ただこれが3年間の中で廃止するという言葉があることは、目先があるわけですが、これをずっと継続してとなると、1,200万では事済まない金額が永遠と続くわけです。そういったことをかんがみて、これだけの財政困難の折に果た

してどういようなものかなと、もっともお金をつけてあげなきゃならないものがあるんじゃないかなと思うと、私はランドセルに関しては今の調整内容でいいと思います。

○**本城昭一委員長** そういう意見もあります、皆さんどうですか。

○**押井喜一委員** ただ、6年間壊れないで使用できるということと、家庭によっては非常にバランスの欠けたものになっているというような現実から、藤島としては等しく同じものを背負わせようという発想だと思うんです。

○**竹内峰子委員** でも、要保護制度もあるわけなので、そういった学校での生活の部分に関しては、そういう保護があるわけなので、そういう家庭にはそれなりのものはいくことになっているわけだから、それを一律化することは私は果たしていいものかどうかというのはありますけど。

○**本城昭一委員長** その辺は意見の分かれているところでありますけども、いかがですか。

○**押井喜一委員** その辺はただ負担という視点というか、そういったものだけでなく、同じものを背負っていくという、そういった環境づくりというか、教育的な視点からも私はいい制度だというふうに思っていますし、ずっと続けてきた制度ですので、むしろいい制度は合併のときにそういう方向に引き上げるということも必要じゃないかなというふうに思うんですけど、経費が永遠と続くと、これは当然なわけだけでも、そうした経費の負担が子供たちに与える影響ということも考えたら、私は制度としてはいいのではないかなというふうに思っています。

○**竹内峰子委員** 悪いとは言わないけれども、果たしてどうなのかなという...

○**押井喜一委員** ばらまきというような意味でなくて、平等に扱うというふうに思うのです。

○**田村作美委員** 私も押井委員の意見に賛成です。というのは、確かに金のないところ経費節減というのも大切だけでも、今まで朝日で実施しても、逆に新しいランドセルがもらえるという楽しみというのは子供にもありますし、親にもありますし、これは孫におばあさん、おじいさんが買ってやるのは、ランドセルだけがお祝いではないわけですので、その辺は少しでも親の負担を軽減する意味でも決して悪い制度ではないのではないかと。特に今の値段を聞いてびっくりしたんですが、非常にむだがなく安く上がれば、生活の一部を直接住民に還元する部分にもなるのではないかという形で、金額が一千何百万も多くかかる、それだけを計算すれば確かに安い金額ではないですけど、全体長い目で見れば非常に住民にとっては糧になるのではないかという感じもしていますんで、ぜひこの辺はもう一回一考してもらえばと思います。

○**本城昭一委員長** この問題は、私は二つの意見に分かれると思うんです。いいほうの継続したほうがいいという意見当然ですし、やはり今デパートなんかに行ってみますと、子供たちが親とランドセルを物色している姿かなり多く見受けれます。そういう楽しみも家族の中にあるということも事実ですし、そういうことも含めてこれは当小委員会での意見が大きく分かれているということで、協議会のほうに報告させていただいて、小委員会の分担だけじゃなくて、委員全員で議論していただきたいと、そんなふうに思うんですが、いかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにここの意見として今の両方の見解を申し述べていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、2201スクールバス運行管理事務、こういうことでここにそれぞれの対応が書かれてあります。調整案としては、これまでのそれぞれの市町村の事業費合計額を上回らないことを前提に、通学対策費補助金交付事務、スクールバス郊外学習等活用事務と合わせ、合併後5年以内をめどに、地域性や経過等を踏まえて調整するという調整案であります。これは、先ほど全体会議で仕方ないと言って怒られたところがあったようですが、そういうことでなくて、今これ合併までに整理をするというのは無理がある。ですから、これはこういう調整案でいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

○**須藤栄弘委員** この各市町村の事業費合計額を上回らないということを前提にしますと、歴年で見ますと、運行率というか、それが下がっていく要素はないのかなと思いますけども、どうでしょうか。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** このスクールバスの関係につきましては、ここの課題にもありますが、全くそれぞれの市町村の運行形態、それから実際委託をしているような市町村もございますが、委託料についても金額も違ってきますし、そういった状態で一度それぞれの市町村がやっている分で経費を出してみたいんです。例えば鶴岡市の例を取って7市町村、皆鶴岡市の例でやったらどのくらいの金額になるか、あと藤島町の例に合わせて7市町村の分をやったらどのくらいの金額になるだろう。そういう形で、金額の面とそれから運行の効率性を考えながらやってみたいんですが、今の段階ではいずれにしても、なかなか現実味の薄いものになってしまっていて、これは今の時間ではなかなか、もっと時間をかけて、いろいろそれぞれの町村の地域性もありますし、経過なんかも尊重していかないと、単純な数字とか、一つの基準を出してやるということについては、非常に乱暴な面があったものですから、今の段階ではこのような調整の表現をさせていただいたという経緯でございます。

○**本城昭一委員長** 例えばこれ5年間放置しておくということではないと思いますが、その間に委託の方法、臨時職員を雇っているところもあるだろうし、自動車会社に委

託しているところもある。その辺から調整していくとか、そういう作業は少しずつは進まなければならないわけでしょ。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** そのとおりでございます。5年間放置しておくのでなくて、合併になってからどのような方法がいいかというものは研究をしていく。そして、遅くとも5年間なったら一定の方向といえますか、それでという考えです。

○**須藤栄弘委員** 三川町は中学校記載されていないようですけれども、スクールバス運行している…。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 三川町さんについては、次の通学対策費になります。スクールバスでなくて、そちらのほうになりますので。

○**本城昭一委員長** どうでしょうか。スクールバスにこれだけの差異がありますので、5年間という年数で調整していくということではいかがですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうことにいたします。

次、今出ました通学対策費補助金交付事務、これも5年以内でスクールバスなんかと関連するのかどうか、経過等を踏まえて5年以内に調整をすると、こういうことであります。これについては質問、ご意見、どうですか。資料は82ページにあります。

○**遠藤純夫委員** これはスクールバスと整合性あるから、やっぱり5年以内に調整するというこの文言でいいのでないですか。

○**本城昭一委員長** こういう調整でいかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうに調整をさせていただきます。

次に、2206体育文化活動奨励費補助金交付事務、これも各市町村で違いがあるようであります。調整内容としては、全市町村が事業を実施しているが、補助対象者、補助率等が異なっていることから、補助要綱、補助金交付基準等は合併後3年以内をめどに下記調整案で調整する。小学生、中学生の全国大会に5分の4で補助する。ほかに部活動指導者への謝金の支払いは鶴岡市と櫛引町が実施しているが、合併後3年をめどに廃止をする、こういうことであります。

○**長南源一委員** 確認しておきたいんですが、調整案には小学生、中学生の全国大会まで5分の4とあります。上のほうには県大会以上というふうについてありますが、これは県大会以上というふう読み替えていいのですか。全国大会までですが、その下、

どこからを基準にするかということを書いていないんですが、これは上と同じように県大会以上というふうに考えていいんですか。

○**本城昭一委員長** この資料の表現でしょう。

○**長南源一委員** そうです。調整案のところに小学生、中学生の全国大会までというふうにあります、上のほうにはそれぞれ県大会以上と書いてありますけども、これも県大会以上ということですか。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** そうです。

○**長南源一委員** わかりました。

○**本城昭一委員長** これも各市町村の内容なのでこぼこを3年以内に調整すると、小学校、中学校の全国大会まで5分の4の補助すると、こういう調整内容であります、いかがですか。それと櫛引町さんは、指導者への謝金の支払いを廃止すると、櫛引町さんいかがですか。

○**長南源一委員** 鶴岡市もやっているようです。

○**遠藤純夫委員** これもさっきのランドセルと同じで、やっぱりやっているところでは廃止してもらっては困るということになるんです。

○**本城昭一委員長** これ資料にありますか。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 私のほうからご説明させていただきます。  
部活動の指導者へのこの謝金の関係ですが、鶴岡市の場合ですと24万5,000円現在予算化なっております。それから、櫛引町さんは...

○**成田 進教育部会副会長** 櫛引町の教育委員会の成田です。うちのほうは、部活に関するものは部活の担当する先生1人1万5,000円、それから部活に関係しない管理職を除く全職員につきましては年間5,000円、今の1人1万5,000円というのは年間であります、部活担当1万5,000円につきましては17人、5,000円につきましては19人の先生方に支払いをしております。

○**本城昭一委員長** 鶴岡は何人なんですか。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 鶴岡は、1人年間3,500円の70人です。

○**本城昭一委員長** これは、全部学校の先生ですか。

○板垣隆一管理・学校教育分科会長 ほとんどそうです。

○佐藤甚一郎委員 鶴岡市なんて、まるで違うんでないんですか。

○板垣隆一管理・学校教育分科会長 一応鶴岡の場合は、学校のほうから申請をいただいて、その人数で学校のほうに支払っております。

○佐藤喜久子委員 今部活動はほとんどの学校でスポ少化になっていて、学校4時半までですか、先生方の管理下にあるのは。それ以降指導者という方をお願いするような形になっているんですけども、そこはスポ少化になっているんです。先生方にと今言われたので、何でやらなくちゃいけないのかなと、ふと思ったんですけど。

○本城昭一委員長 櫛引町さんのほうは…。

○佐藤喜久子委員 先生と言っていましたよね。

○成田 進教育部会副部長 櫛引につきましては、先生です。うちのほうは今言われたスポ少という形もありましたが、部活の延長をスポーツ少年団としての指導もずっと長くやっています、そういう関係でそういう先生方に対して、スポ少だけの今部活になりますけれども、ということで支払をしております。

○本城昭一委員長 これ鶴岡の3,500円というの1年間ですか。

○板垣隆一管理・学校教育分科会長 そうです。

○佐藤喜久子委員 調整内容でよろしいと思います。

○本城昭一委員長 これは、廃止する方向で検討するということで、廃止しますということは言っていないわけです。だから、廃止も含む方向ということで、じゃ、これで調整よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次は、2207国際理解教育関係業務、現在の6名の配置数を基本として、現在の一般財源ベースでの配置とし、充実策については今後の検討課題とするということで、合併までということになっておりますので、これは特に問題ないと思います。

○長南源一委員 これはいないのは藤島とどこでしょう、羽黒にはこういう制度がないのでしょうか。ここに書いてあるの、鶴岡、三川、朝日、温海、櫛引しか書いていないのですが。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 今ここに書いてありますように、A L T の配置は鶴岡2名、三川1名、朝日村1名、温海町1名、櫛引町1名ですが、櫛引町は週3日の雇用になっているということでもあります。藤島町と羽黒町書いてございませんが、藤島町は庄内教育事務所に配属になっている県のA L Tを活用しているところでもありますし、羽黒町については、羽黒高校のA L Tを羽黒高校にある程度の謝金を出しながら活用しているということでも伺っているところです。

○長南源一委員 そのこの部分がこれからも確実に確保されればいいと思うんですが、七つの市町村に今1人ずつという配置になっているわけですけれども、例えば欠けてしまったりすると、また授業時間が連続したりすると、移動の時間で間に合わないというようなことも考えられます。そうすると時間割の設定なんかも学校で苦労すると思いますし、多分経費が安く済むからという事情もあるのかもしれませんが、確実に専属になるような形で、あと余裕の人あればどこか例えば鶴岡みたいに授業時数が多いところに行けるといような形でないと、学校で使いたいときに使えないと。例えば連続したりすると移動できなかつたりするのかなという心配もありますので、それからもう一つは、今中教審か臨教審かどこかで小学生の英語教育の検討もされているようですし、これからそういう授業数が多くなってくるんだと思いますので、間違いなく羽黒とか、あるいは庄内教育事務所からのそういう応援ができる体制であればいいと思いますが、今度旧市町村単位で必ず1人配置になるような形は最低必要なのかなと私は思います。

○本城昭一委員長 この充実策というのは、それらも検討しながら考えたことだろうと思いますが、今説明あった羽黒高校からとか、庄内支庁からとか、今いただいている支援策はそのまま継続されるという前提なんですか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 今、庄内教育事務所のA L T、それから羽黒高校というようなことありましたけれども、まずそちらのほうの支援策も合わせて考えていかなきゃならないわけですけれども、合併になりますと12の中学校になるわけです。今現在の充実策を申し上げたいと思いますが、今後検討させていただきますけれども、6名を2校に1名配置というように考えているところがあります。その2校の組み合わせにつきましては、学校規模とか、地域性も考慮しながら、曜日あるいは週単位での配置を二つの中学校間で調整等をしながら活用していきたいというふうに考えております。特に外国語における聞くこと、話すことなどの英会話におけるそういう実践的コミュニケーション能力が大事なわけですし、その指導についてもより効果的な学習ができるようにすべての英語の学習の中にA L Tが必要なわけでありませぬので、その指導方法等について英語の担当教諭との連携協力も含めまして、システムづくりをしていかなければならないというふうに考えております。

また、最近県教委で発表しましたように、平成16年度から4年間にわたりまして、英語教員の研修が実施されます。実践的コミュニケーション能力を生徒に確実に身につけさせるというようなことで、教師の指導力の向上、教師自身の英語力の向上を図

るというような事業でありますけれども、そのALTの活用と合わせまして、英語教師の質の向上を図りながら、子供たちの英語活動、英語学習を進めていきたいというふうに今現在充実策として考えているところでございます。

○須藤栄弘委員 合併すれば一つの市になるわけで、6名のALTを配置するというところで、一つの市に複数のALTが入ってもこれは地方交付税の対象になるわけですか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 最初分科会で調整させていただいたときは、ALTをもう少し増やしたいというようなことで考えたところであります。ところが、地方交付税の関係がありまして、地方交付税は1人分というのではなくて、人数で入ってきます。約1.5人分の地方交付税が入ってくるようになります。概算しますと639万のほどの地方交付税になるようであります。1人ALTを雇用するのに500万ほどかかっておりますので、厳しい財政状況も考えまして、6名というようなところで抑えているところでございます。

○須藤栄弘委員 英語教育は、ALTだけがすべてではないと思います。当然地域にも今いろんな人材が多数おると思います。そのような地域の人材を活用して、小学校あるいは幼稚園から、部分的な対応をして、もっと英語教育の充実を図っていくべきではないのかと、私はこう思いますけれども、それらの対策については何か。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 今三川町さんでそのような形で進めていらっしゃるわけですが、そういうことも含めまして、今後充実策について検討させていただきたいというふうに思っているところです。

○本城昭一委員長 合併までこの調整案は実施できると、こういうことですが、この調整内容いかがですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、2208学校支援職員配置・派遣関係業務ということであります。調整する時期は、合併までということで、ここに調整内容が書いてあります。必要最低限の人員確保に努めることとし、合併までに人員配置を検討するというところで、合併までに調整をするという内容であります。

○佐藤甚一郎委員 これにかかわることで、例えば雇用対策が16年で国の対策事業は終わると、こういうようなことがあるらしいので、それに伴うここに人数の配分なども内訳書かれているわけですが、一般財源でやるとすれば1,500万、県はそれの倍以上、国の制度でありますから、こうなるわけなんです、大方はやっぱり複式学級に対する対応、こうしたものがかなり多いわけです。これらに対する教育的な一つの措置として成り立っているものだというふうに考えますが、これを必要最小限度の人数ということでありますから、今の一般財源でやっている人数、これらに大体スラ

イドして間に合わせると、こういうことなんだろうというふうに思うんです。そうすると、今のところ17名という配置がバツサリやられるということになるわけですから、それでいいのかどうか、そういうことになるかと思えます。

例えばこの問題に関しては、合併時に学校の統廃合というのは、当面考えてはいかないと、しないのだと、こういうような基本的な考え方がありますから、それに伴って、したがって小規模校であっても、これは存続をすると、こういう基本的な枠組みも確認をされるところです。だとすれば、やっぱり緊急雇用対策がなくなったから、今までの教育水準をじゃバツサリ切ってやりましょうかと、こういうような考え方ではうまくないと思うんですが、その辺の検討内容等はどのようにしているんですか、まずお聞きしたいと思えます。

**○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** おっしゃるように緊急雇用の補助制度は、16年度に終了するわけでありまして、合併後一般財源からの支出というようになりますので、現人数ですと、4,800万というような支出になるわけでございます。厳しい財政状況の中で、新市単独で現在の人数を各学校に配置するのは非常に厳しい状況にあるというふうに認識をしているところであります。来年度、きのう新聞にも載りましたように、鶴岡市においては複式学級が2校増えて3校になります。そのための支援策というようなことで、今議会のほうに提案しているところでありますけれども、複式学級のためのアシスタントティーチャーの配置というようなことも今鶴岡市としてお願いしているところであります。

ただ、緊急雇用を活用した学校支援職員配置につきましては、複式学級を含めまして、LDとか、ADHDの特別配慮が必要な子供たちへの指導というようなことも含めてあります。そんなことから、各学校の現状を調査させていただいて、そして重要度を探りながら配置する学校及び人数について検討を進めていかなければならないというふうに思っています。また、国のほうでも特別支援教育の具体策について、今出しているところでございますので、義務教育である小中学校につきましては、国、県からの教員配置、それから加配の教員の関係もございまして、その辺を勘案しながらできるだけ学校の要望にこたえられるような形で進めていきたいというふうには考えておりますが、何しろ財政というような大きな枠がありますので、その辺お願いしながら進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

**○佐藤甚一郎委員** 今お話になっておりますように、それらがうまくいけばいいんですが、なかなか加配なんていうのは、今度は県だって金ないわけですから、どんどん切るといってその可能性が十分あります。そういう中で、じゃ最終的に誰が救えるのかという、そういうことだと思います。そういう部分では教育にけるお金というものを、3,000万か、4,000万、人にかけるお金、子供にかけるお金というものは、ランドセルと私は意味は全然違う話だと思うんです。そういう教育の現場で本当にお金の必要なところに必要な金を出していく、これが選択性であり、優先性というのは、私はそこにあると思うんです。そういうことからすれば、当面学校の統廃合がないというのを前提にした場合、学校の統廃合があるまではこうした体制というものは確立

されていなければならない。逆に言えばもっと充実をされなければならないものだと、むしろ私は考えます。金がないからということが大前提にあるのはよくわかるんです、行政改革ですから。しかし、そのしゅん別はこういうところに最終的にしわを持ってきちゃだめだと、そういうことなんです。私はそう思います。ですから、内容についてもこれはもう一工夫も、二工夫も文言の整理を含めてやっていただきたいと思いません。

○**須藤栄弘委員** 今教育もTTとか、少人数指導とかというものが時代の流れだと思えますし、最低限度といえますのは、いわゆる今言いましたような人間とか、あるいは障害児童、そういうようなことを含めた最低というような解釈でいいわけですか。それ以上ある程度どのぐらいの裁量で配置ができるのか、その辺をどのように考えて最低限度というふうな表現になっているのか、そこをお願いします。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 佐藤委員さんおっしゃるとおり、本当に大切なご意見として受け止めさせていただきたいと思えます。この最低限度というのは、予算ということがありますので、その財政の中での最低限度ということになっていくと思えますが、できるだけ努力させていただきたいというふうに思えます。なお、学校、学級における教育活動の基本は、担任している学級担任とか、教科担任なわけですので、その先生方がそういう子供たちへの適切な対応ができるような資質向上を図るような、そういう研修にも合わせて力を入れていきたいというふうに考えているところです。

○**押井喜一委員** この件でも藤島町は町単独での事業として、緊急雇用とは違う面でのアシストティーチャーという、そういった名前と呼んでいますけれども、独自の事業として取り組んでやってきているわけです。そうした部分で中学生ですけれども、非常に私たちとしても成果が上がっている制度だと思っています。ですから、私も最低限度の人員確保、これが一体緊急雇用的な意味なのか、あるいは新たな制度の下でそうした配置を行っていくのかということについて、もっと明確にお聞きしておきたいと。今までやっている現状のことについては、一体どうなっていくのか、その辺を検討されているのか、その辺もお聞きしたいというふうに思えます。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 先ほどから申し上げておりますように、最低限度といっても、財政的なものもありますので、分科会の中で何名とかというような、今の現状を維持するとか、そういうような形での話し合いはなされていないところでもあります。そんなところでお許しいただければありがたいなというふうに思えます。今後できるだけ学校の現場の要望に応じるような形でそういう重要度を探りながら配置を進めていきたいという気持ちは強く持っておりますので、その辺でご理解いただければというふうに思えます。現状についても、それぞれの市町村の現状を把握しながら、今後検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○**押井喜一委員** だから、藤島でやっているからというふうな主張ではなくて、私たちは非常にいい制度というか、当然財源が伴うわけですけども、成果のある事業として捉えてやっているわけです。そのことが合併によってなくなってしまうのか、あるいは全市的にそうした制度が確立されるのかと、その部分どうなのかというふうに聞いているわけですので、その辺についてもこんな表現じゃとても一体どうなるのかということについてもわからないし、合併までそれを調整するといったことになるわけだけども、ということは具体的に検討していなければならない調整項目だと思うんですが、その辺をお答え願いたいと思います。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** ここに書いてあります調整項目については、これから具体的に調整していく内容であります。

○**押井喜一委員** 具体的に藤島で取り組んでいる事業は、合併になったら、そのまま継続してずっとやっていけるのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

○**富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長** 今の件も含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。

○**押井喜一委員** 合併もう一年以上あるわけだけども、我々は合併というのは、何もむだなものを全部省いて、むだということではないんだけど、調整して廃止だとかということじゃなくて、お互いにいいものを取り入れて、新しいまちをつかっていこうというのが一番考えているところなわけです。先ほどランドセルのことも言われましたけれども、経費がかかるからだめだというものではなくて、政策的にこういうものは非常に価値のある政策でないかというような考え方ですので、その部分を我々は議論しながらいいものに制度を整えていこうかなければならないんじゃないかなと。ただ、すべて調整するのに下のほうというふうなものであってはならないと思います。もう少し互いにいいものを取り入れながら新しいまちをつかっていこうという、そういう意識が働かないと、合併そのものが一体何だというようなことになるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった視点をもっと明確に検討していただかないと、非常に私どももこれを判断するのに困るということではないかなというふうに思いますけども。

○**本城昭一委員長** これは緊急雇用の事業のためにこの事務事業があったのか、事務事業が必要なものに緊急対策がバックアップしたのかという、そういうことだと思います。その認識の問題だと思いますので、緊急雇用がなくなったら、一般財源をつぎ込んででもやっていかねばならない教育的な事務事業だという決意を持っているとすれば、実現できるかどうかは別として、ここに担当部門としてそういう取り組みをしていくという意味が出てこなければならぬんじゃないかなと、ここにあとは終わったからこうだということなんですか、調整内容は。その辺は議論されたと思いますけども、どうなんでしょう。

○**押井喜一委員** だから、緊急雇用対策という部分でなくて、もっともって政策的な事業だという部分をどうしていくのだということを、もう少し具体的に…。

○**村田久忠教育部会長** ここの学校支援については、学校の先生方の部分については県のほうですることでありまして、そういう部分でいろいろな学校事情によりまして、それぞれに支援してきたところがあります。緊急雇用ありきということではないとは思いますが。ここに書いてありますとおり、緊急雇用は16年度で終わるわけですが、17年の予算に向けまして、ともかく教育現場の重要性にかんがみということで、それぞれの学校の事情もお聞きしながら、必要最低限の人員配置には努力していきたいということ考えております。

○**押井喜一委員** そのことをもっと明確に明記できないのか。必要最小限度とかという、そういうふうな表現でなくて、もっと中身を具体的に書いて、そういった部分はどんなっていくのかということまで表現していただかないと。現在の人員配置困難だと、それは緊急雇用対策の部分かもしれませんが、藤島みたいなきちとした政策の中でやっている事業、そういったものは一体どうなるのかなというような、個人的に本当に心配というか、どういうふうに取り扱われるのかなという部分があるもんですから。

○**佐藤甚一郎委員** この件に関しては、今の文言以上のものは何も書かしていないわけですから、そうだとすれば内部の検討というのは、そこにとどまっているのだろうと思うんです。今の私どもの考えていることが、もっと文言の中に反映されるとすれば、あるいは考え方の中に反映されるとすれば、もう一度内部でもんでいただいて、このことに対する答えをいただきたいと、私はそう思います。

○**須藤栄弘委員** 強く要望します。

○**佐藤甚一郎委員** それですぐさま言葉だけ少し直して、それは付け焼き刃です。基本的なものの考え方にならないわけですから、これは全体的な文言を振り出しから書き直すということでなければ、これは私どもとしては納得されないと、こういうことです。納得されないというのは話おかしいんですが、もっとこうあるべきだということを申し上げている。

○**本城昭一委員長** ここの調整内容に合併までに人員配置を検討するということになっていますけれども、この人員は当然減少するわけですね、緊急対策がなくなるわけですから。

○**押井喜一委員** 緊急対策は16年度で…。

○**本城昭一委員長** なくなるわけだから、人員が減るわけです、現状よりは。そこで最低限確保する人員というのはどういうものかというような。

○押井喜一委員 そこを明確にしてもらいたいという、でない議論の余地が…。

○本城昭一委員長 できる最低限の人数でいいわけですから、ここに調整内容というのは人数出てこない委員の人たちはどういうものかというのはわからないと、必要最低限の人数はどのぐらいなんだか。

○田村作美委員 これはおそらく緊急対策の雇用の部分で、今まで必要な一般財源で雇用していた部分が、こういった施策ができたということで、緊急雇用財源を利用してそこから支払いをしていたと、この雇用制度ができてからそういう人員を配置した部分もあると思うし、そういう形の部分というのは必要な上にできた人員なわけですので、これは今の現状なり、最低五、六年ぐらい先まではある程度見通しできると思いますので、そここのところの状況をもう少し調査をしてもらって、必要な人数どれだけかという、各市町村の学校のことを再度調整してもらって、もう少し具体的なものをこの部分についてできるだけ早くしてもらえばありがたいわけですがけれども、わかりやすいような形でもう一回検討をぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○本城昭一委員長 それでは、次回までここに出ている文章の必要最小限の人数をどう配置するのかという現下の必要性に応じた再調査をして資料を出していただくと、ということでどうですか。今結論を出せといたってなかなか出てこない。

○村田久忠教育部会長 次回までに、ここもう一度…。

○本城昭一委員長 だから、次回というと3月7日ですから、委員が求める具体的なものをひとつ調査をして、資料とともに出していただければいいんじゃないですか。

○村田久忠教育部会長 ちょっと調整ありますので、ちょっと休憩させていただいていいですか。

○本城昭一委員長 いいです。10分間休憩します。

(休憩 午後2時40分)

(再開 午後2時55分)

○本城昭一委員長 じゃ、再開をいたします。  
これまで出た意見、質問に対して。

○村田久忠教育部会長 押井委員さんからまず藤島のことが出ましたけれども、これはそれぞれの町村においてかなりの違いがあるということで、全体の調整の中で合併ま

でに調整するというところで考えます。それで、ここの文章のところを一部訂正させていただいて提案させていただきたいと思います。緊急雇用の補助制度が平成16年で終了し、事業継続には多額の負担増が考えられるが、現行の人員配置は教育現場の重要性に鑑み、合併までに人員配置を検討する。

もう一度申し上げます。緊急雇用の補助制度が平成16年度に終了し、事業継続には多額の負担増が考えられるが、現行の人員配置は教育現場の重要性に鑑み、合併までに人員配置を検討する。

○**押井喜一委員** 困難であるがという部分を消した…。

私が言いたいのは、小委員会の中で議論していただきたいと思うところなんです。緊急雇用対策で各市町村でやった部分と、藤島みたいに単独の中で政策としてやってきた、そうしたものをどうするのかということなんです。緊急雇用の対策がなくなるから、この制度も全体的に見直すということではなしに、そういった部分でこれからは新しいまちの中でこのような制度をどう位置づけするかということで考えていただきたい。この小委員会の中でも議論すべきでないだろうかというふうに思うんです。でないと今までの各市町村でいろいろ独自にやってきたい制度が、何か調整というような形の中で全部切り捨てられていくような、そうした合併になるのではないかと懸念です。そうではなしにそういったものは新しいまちづくりの大きな政策として出すべきでないかと思うんです。そういう意味でこういった制度を本当に議論しながらさらに高めていくようなものにしていかなければならないのではないかと。

○**本城昭一委員長** 押井委員の言われていることも十分理解できるわけですが、この緊急雇用の制度に、言葉は悪いんですけども、食らいついたという感じがするわけです。それがなくなって慌てると、こういう図式なわけです。ただ、雇用対策があろうとなかろうと、新市として規模が小さくなくてもこれは続けていくという意思があるかどうかという、そういう表現の問題ではないかなと思うんですけど、緊急雇用がなくなったからということでなくて、確かに緊急雇用があったときは、それに食いついてお金いっぱいもらったからやったわけですが、それがなくなっても新市としてはやらなきゃならない事業だと、それは規模が小さくなることは確かなんです、3,000万も金なくなるわけですから、けども、新市でこの事業は続けていくと、そういう意思表示ができるのかどうか。

○**佐藤甚一郎委員** 仮に意思があるかないかという文言は、様々に考えられるわけですが、私もあまり文章は得意ではないけれども、例えば確保というような言葉が入れば、これは明確な意思になると思うのですが。

○**本城昭一委員長** 人員をですか。

○**佐藤甚一郎委員** 人員確保という、これは明らかな意思の表明です。

○**須藤栄弘委員** 藤島は緊急雇用対策と一緒にあって切られてはうまくないということ

でしょう。

○**押井喜一委員** そういった部分で、うちがやっている内容を多分わからないところあると思うけれども、中学生の学力向上だとか、これは授業での2人教師というような制度だけれども、そういう目くばせ、いろんな形から子供たちのためにいかに成果を上げることができるかという視点で成り立った事業だと。こういったことをむしろもっと積極的に新市においてもやっていくべき制度の事業でないのかなということを行っているわけで、ですから委員会の中で議論しながら、こういった制度をもう少し具体的にやるべきだとか、いろいろなことで議論すべきだと思うんです。何も事務局どうのこうので強行しろとか言っているわけではなくて、こういった制度を起こしながらやっていくかどうかと。

○**村田久忠教育部会長** 教育の充実はしていくわけでありますので、最後のところでありますが、合併までに人員を配置するというところで、「検討」の部分を取っていただきたいと思います。

○**押井喜一委員** さっきちょっとメモ取ってないけども、必要最低限の人員確保という文言も削ったわけですか。

(「それは削った。」という声あり)

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** すみません、事務局でございますけれども、事務方のほうで書くということは、お約束というふうなところにつながることでございますし、事務方の考えとしては、重要性をかんがみ、合併までそういったものを検討すると、とにかくここに続けていかなければならないという気持ちは込められると思うんですけれども、そこでこの委員会の皆様から総意としまして、ぜひこれはというようなことでの意見のまとめということで、協議会のほうにご報告させていただければ大変ありがたいなというふうに考えておりますけれども、そこら辺についてもよろしく願いたいいたします。

○**本城昭一委員長** 今、そちらで言ったのと違うな。

○**村田久忠教育部会長** 教育の充実については、我々も同じ考えでありますので、最後のところを合併時に人員を配置するというところでお願いします。

○**本城昭一委員長** 事務局いいのですか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 部会のほうの....

○**本城昭一委員長** いろいろ表現が難しくて....

○押井喜一委員 最初の部分は削らないのですか。

○本城昭一委員長 緊急雇用。

○長南源一委員 今のは確保できればいいと思うんですが、例えば藤島でやっておられるこれから一つの市の小学校あるいは中学校ですけれども、例えば教育の機会均等ということから言えば、藤島だけということにもいかないと思うんです。全市の中学校に例えば2名なり、5名なりそういうことができるのか、ここで確保するというふうにしたときに。その辺を例えば3年まで調整するとかであれば、段階的に考えるということになる。確保するということがなれば、藤島だけして、あとないなんていうことには多分いかないと思うんですけれども。

○押井喜一委員 私が言っているのは、藤島だけ残せと言っているのではなくて、そうした教育の充実という意味からも、そういった制度を残しながら、藤島みたいなことで手厚いことで単独でやった部分ではできないことあるかもしれないけれども、そうした部分を制度として残さないと、新しいまちづくりという一つのものが逆に合併によって全部切り落とされることになってしまうものですから、そういった市町村で取り組んだいい部分というものは...

○長南源一委員 全市に及ぼすようにしなさいということですか。

○押井喜一委員 そうということです。

○本城昭一委員長 今この制度は必要性を認めて残そうという、そういう考え方の表明でしょう。雇用対策がなくなったから人数は縮小するのかもしれないけれども、その制度というのは残していくと、こういうことでしょう。

村田久忠教育部会長 はい。

○須藤栄弘委員 緊急雇用対策でやってきたということは事実だから、これはやっぱり委員からは知ってもらうということで必要でないか。

○本城昭一委員長 緊急雇用対策がなくなったけれども、やりますよと。

○須藤栄弘委員 そうということです。

○竹内峰子委員 この文面でいいと思います。

○本城昭一委員長 そういう意味では合併までされるのですか。

○竹内峰子委員 でも16年で終了して、例えば3年間据え置きになったら、その3年

間空白になるわけでしょう。学校はそのままつながるわけだから、頑張ってもらえないんじゃない。そのために議論してたんでしょ、今まで。

○本城昭一委員長 これは全部の学校でやっているわけじゃないでしょう。

○竹内峰子委員 朝日村がないですね。

○本城昭一委員長 そうでなく、藤島は全部の学校でやっているんですか。

○押井喜一委員 中学校1校です。英語と数学の授業に2名配置しながらいろいろ充実を図る。

○本城昭一委員長 英語はさっき出たのでなかったか。

○押井喜一委員 外国語指導助手。

○本城昭一委員長 いい結論出してください。

○村田久忠教育部会長 文言につきまして、もう一度検討しますので、ちょっと最後に回していただきたいと思います。

○本城昭一委員長 わかりました。

では、次に行きます。2408幼稚園就園、これは課題としては、入園料、保育料の統一、保育料の減免基準の調整が課題であります。調整としては、それぞれの額の改定基準を検討し、保育料の減免基準も含め調整する。5年以内という経過措置であります。

○高橋 澤委員 合併までできませんか。何かみんな激変緩和を憂慮したり、足並みがなかなかそろいませんので、合併までピタッと平等だよということを何か一つでもあったほうがうれしいなと思ひまして、幸い鶴岡市と羽黒町と三川で、保育料を鶴岡市さんに合わせれば、入園料を取っていただいても大丈夫じゃないかなと思いますので、できれば合併までとか、それが無理なら3年以内とか、5年必要でないと思います。

○押井喜一委員 これは幼稚園という名称とうちの場合保育園、児童館を廃止して保育園になるわけですけども、そうしたものをすべて関連する、ただ3市町の保育料を提示するという形でなくて、そういった部分もすべて関連してくる事業項目だと思います。

○本城昭一委員長 保育園に入園して幼稚園に行くわけ。

○押井喜一委員 いやいや、保育園というイメージは2歳児までの保育の部分と幼児教

育の保育園という2段階あって、今までは児童館でしたけれども、保育園ということで統合して16年度から藤島はやるということで、名称は保育園ですけれども、幼児教育という形で幼稚園と同じ内容のスタイルなんです。

○本城昭一委員長 2歳から。

○押井喜一委員 保育というのは2歳まで、3歳児から小学校入学まで幼児教育。

○竹内峰子委員 三川町は1園しかないわけだけれども、この1万円というのはほかの保育園も同じ金額ですか。

○上原正明社会児童分科会長 社会児童分科会の鶴岡市の上原です。

今、三川さんの幼保一元施設についてご質問がありましたものですから、部会外ではありますけれども、ご説明いたします。三川町さんにつきましては、2年ほど前に幼保一体施設として三川保育園と三川幼稚園が、一つの建物に入っているということになっております。そして、3歳までについては、保育園というような取扱いで、三川町の保育料基準表にのっとった年齢区分ごと、また所得に応じた保育料が設定されていまして、4、5歳児は必ず幼稚園のほうに行くというようなことにしているようでございまして、保育園の部分については、4、5歳児はいないということになっております。そうしたことから、4、5歳児については、保育料が1万円となっております。ですから、3歳までについては、所得割に応じまして、ゼロ歳児であればゼロ円から3万2,300円、1、2歳も同じでございまして、3歳児につきましては、ゼロ円から2万5,730円というような保育料になっております。以上でございます。

○本城昭一委員長 この調整については、入園料、保育料とも合併市町村でまちまちであることから、今後検討し、5年以内に調整と、こういう調整案であります、今藤島さんが...

○押井喜一委員 そういう幼稚園に代わる施設というか、幼児教育施設の保育園ですと入園料なるわけですけども...

○竹内峰子委員 藤島町にはないんじゃないですか、幼稚園。

○押井喜一委員 代わる幼児教育施設と言っていいのか、保育園というふうな名称になるわけですけども...

○竹内峰子委員 でも、今は幼稚園の話なので。

○押井喜一委員 だから、それにも関連するんじゃないかというふうなことで言っているんです。ですから、5年以内に調整を図っていくという中で、すぐ合併と同時に調

整図れないかということなもんだから、そういった部分も関連するので、そういったところもいろいろ具体的に検討しながら、調整を図っていかなければならないのではないかということをお願いしたので、確かに保育園は厚生省になりますし、こちらは文部省ですので、項目違うけども、内容的には同じような施設なわけなので、そういった部分も一緒に検討しないといけないのではないかなと。

○本城昭一委員長 16年度からやるの。

○押井喜一委員 16年度から、今でも児童館という名称で、幼稚園にかわる施設、それは前やりました。

○竹内峰子委員 私も資料見て、休んだときだったので、5年超という経過期間だったのでちょっと首をかしげたものでした。

○須藤栄弘委員 あまりにも差があり過ぎるということで。

○竹内峰子委員 5年超というのは、どのくらいまでのあれを言うんですか。

○須藤栄弘委員 5年以内ではできない。

○竹内峰子委員 だから、5年以内はわかりませんが、5年超は10年も、20年も、めどをきちっと立てる、何か見えないような気がします。

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 今のお話というのは、幼稚園について高橋委員さんから合併まででだめかという意見が初め出されました、それにつきまして、押井委員さんから保育園との関連もあるのでないかというような、基本的には幼稚園と保育園をまず切り離してご協議をいただきたいと存じますので、その辺についてすみ分けをして、関連があれば関連があるということでこちらのほうにありますので。

○本城昭一委員長 すみ分けはいいけども...

○押井喜一委員 そういったことも関連があるものだから、合併までの調整は可能かということをお願いしたので。

○本城昭一委員長 ここに入園料と保育料とも金額が書いてあるわけでしょう。これ入園料だけでよかったのか。幼稚園だけの問題であれば...

(何事か言う声あり)

○本城昭一委員長 幼稚園の保育料というのは、表現おかしいです。だから、ここにこういうふうに書いてあるから混乱するんです。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 幼稚園と保育園の関係がリンクされるという考えもあるかもしれませんが、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園ということで、ちょっと分けてご議論いただいたほうが皆さん整理がしやすいんだらうなと思います。それで、もし幼稚園、保育園についてご質問とかあれば、当然健康福祉部会のほうも来ておりますので、幼稚園についても保育園についても、どちらのほうについてもご説明できるような状態でおりますので、その辺についても踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○押井喜一委員 どうも私の言い方がまずかったかもしれませんが、そういったことでも関連するので、合併までにじゃ全部これを調整できるのかということと言いたかったのです。合併までに統一すべきでないかというふうなことだったものですから、私は5年くらいの経過を踏まえて調整を図るべきでないかということと言いたかったものですから、ちょっと言い方が悪くて申しわけありませんでした。

○本城昭一委員長 で、この調整案についてはいかがですか。

○須藤栄弘委員 これもどのような方向に調整しようというふうに考えられているのですか。

○富樫恒文管理・学校教育分科会副分科会長 分科会におきましては、非常に影響の大きいというようなことがありますので、金額までの調整はできなくていたところあります。今後5年間かけまして、鶴岡市の基準が総務省の地方財政計画の基準額、5,900円なんですけれども、それと同額にしております。三川町、羽黒町につきましては、このような形になっておりますし、入園料が鶴岡市だけ取っているというようなこともありますので、5年かけて検討させていただきたいというふうに思っているところがあります。

○本城昭一委員長 経過措置5年以内というのは、今説明された理由です。  
この調整内容でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、給食の状況であります。課題としては、給食方式がセンター方式、自校給食方式、そういうものがあるということと、施設の改築年度に相違がある。調整内容としては、温海町、藤島町、朝日村では改築後間もないセンターを擁することから、当面は既存のセンター、自校方式を継続しながら有効活用を図る、当面従来どおりと、こういうことあります。

○長南源一委員 一つだけお願ひということで、ここに献立表が書いてなかったんで、前に質問したことがあったんですが、3年をめどに献立の統一を図るという話があり

ました。今多分鶴岡市は複数だと思いますが、それぞれの町村の給食センターには県の派遣の学校栄養士がいると思うんですが、献立をつくるのが主な任務でありますけれども、最近では偏食とか、あるいは肥満とか、そういう指導にも学校に入っているとしますので、献立が統一になったということは、県の栄養士がいなくなるというふうなこと、例えば鶴岡だけ残って、あと町村にいなくなるというようなことはないようにして、できるだけ献立は統一して、例えば鶴岡のセンターで立てるとしても、偏食や肥満やそういう栄養指導にかかわっていくのも、これからますます大きくなりますので、県で引き揚げてしまうということのないように要請をお願いしたいということ意見を意見として申し上げておきます。

○**本城昭一委員長** 献立の統一ということですか。

○**長南源一委員** 献立の統一は、3年をめぐるということで、書いてありませんでしたが、前話があったので、そのことによって県の派遣の学校栄養士を引き揚げてしまうことがないように県のほうに、献立は統一すれば何人も必要ないわけですがけれども、そのほかの仕事もありますので、そこを県で一般事務に栄養士をやったりすることないように、できるだけとどまってそういう栄養指導ができるようなシステムを維持してほしいと思います。

○**押井喜一委員** ただ今長南委員のほうからあった献立の統一ということについては、いろいろ合理化、コストというふうなことでしょうけれども、果たしてそういうことが、おそらくこの給食方法については今のセンター方式なり、直営方式でやる中で、将来にわたってそれぞれ存続していくと思いますけれども、献立を統一するという大きな目的はどういうことなのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから、これについてお答えまずしていただきたいと思います。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** ただ今話がありました献立の関係については、3年をめぐりに統一を図っていこうということですが、それは栄養のバランスの面とか、そういった成長期に当たる児童生徒ですので、その辺のことを考えての統一であります。

○**押井喜一委員** ただ、今の給食の方法を従来どおり存続しながらやっていくということであれば、それなりのいろいろ取り組み方があると思います。ですから、私はそれぞれセンターにしても、自校方式にしても、特色あるそういった取り組みというものをどうも否定するほうにつながっていくのではないかと。献立の統一ということで、いろんな物資関係もある意味では統一化されてしまうのではないかと。藤島の例を出せば、今新しいセンターでは地産地消という意味から、地元の生産者、こうした方々との強力な結びつきを持ちながらやっているというふうな非常にいろんな面で地域に根ざしたセンターということをやっているわけですが、献立を統一することになると、そうしたい面がすべてなくなってしまうのかなということも心配されます。ですから、それぞれ自校方式にしても、特色ある取り組みをしているはずですので、そうい

ったところを否定するようなことがあってはならないのではないかというふうに思っています。その辺についてもうちちょっと。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** もう一つ、地産地消ということも非常に給食では大変重要な分野というふうに考えていまして、地産地消については、現在やっております7市町村のことを引き継いで、従来どおりという形で考えておりますし、その中で市町村の特色を生かした献立の作成ができるのではないかなというふうに考えておるところであります。

○**押井喜一委員** 献立を統一するというのはやっぱり必要なことなんでしょうか。給食費にも当然跳ね返ってくる問題だけでも、その辺は、きちっと3年をめどに献立を統一するということが必要なのかと。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 今回提示しているのは、給食の方式しか提示していないわけですが、給食の関係では給食費の額の関係もいろいろ検討を加えているところでもあります。そういったことで、給食費の額も現在それぞれの市町村が違っているとといったようなことから、給食費については3年をめどにひとつ給食費の額を統一していこうという調整で進んでいるものですから、それなんかも連動して献立も金額と並行していますので、その辺からも献立の統一は3年という形で出したものです。

○**本城昭一委員長** 給食費との関連もあるようです。当面従来どおり、給食費は3年で統一しようということで、検討されているということではありますが、いかがですか。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 次に、027地域社会教育活動振興についてであります。これは経過措置3年以内で、ここに調整内容が書いてありますけれども、コミュニティセンター、公民館体制の整理、各町村の特徴を踏まえ、現行の体制を継続しながら随時検討を重ね、合併後検討。各市町村で設置している生涯学習推進員、社会教育推進員等について、役割、設置、配置、報酬等の設置基準を制定するということでもあります。この検討には3年ぐらいは要するだろうと、そういう違いがあるようですし、基準の策定にはそのぐらいの時間が必要だろうと、こういうことだと思います。

○**佐藤甚一郎委員** 町内会、自治会、コミュニティセンター管理運営事業、住民生活のところでも検討されたわけですが、この基本的な考え方として、いわゆる地域のコミュニティ組織とそれから自治組織というものは、ある程度似かよったものがあるという部分と、それからその構成する単位によって、それぞれ変わるんだという、そういう側面があると思うんです。例えば人口がたくさん、世帯数が1,000とか、そういう単位で考える場合には、公民館の活動内容というのと自治会の仕事というもの、あるいは活動内容というのは、それぞれ違うかと思うんです。けれども、町村合併で

ありますから、町村の単位で考えてみた場合には、これは公民館活動というのと自治活動というものは、表裏一体の関係にあり、それは質は違うけれども、同居して一向に差し支えないと、こういう考え方で前回も整理をされたはずです。ここでは公民館活動とコミュニティセンター体制でございますから、コミュニティという形を採っているのは鶴岡市なわけですが、これらを3年以内に体制の整備、各町村の特徴を踏まえとありますから、なかなかこの辺は難しいんですが、町村となれば、コミュニティというのと自治活動というものはある種だんだん人口の減少が進んでいけば、これは同居せざるを得ないという事情があると思うんで、その際に3年以内に、前回3年以内にその構想をまとめるということであって、実施されるのはその先だということでありましたが、それを5年以内というふうに振ったはずなんです。私が申し上げるのは、大きな市の単位であればそれは別個に存在できるんです。町村の段階になって集落が小さい場合には、小さい中でやっていくとすれば、今の町一本ですらなかなか難しいところがある。それらを旧町村の単位一本の形でコミュニティ活動をしていく場合に限ってというふうに理解はします。しますけれども、その内容はやっぱり基本的には自治活動というものと切り離されない部分もあるのではないかと。これは鶴岡市の場合も、ずっとこのまま町内会の活動あるいはコミセンの活動、これらのものというのは、例えばの話ですが、犯罪防止でありますとか、あるいは地域活性化であるとか、そういうことに対応するのに二つというものをずっと継続していいものなのかどうか、ある程度それらが統合されるような形で将来的には望ましいのではないかと、私、外の家ですから人様のことあまり言えませんが、そういう感じすらするわけなんで、ここで言う3年というのはどういう目標の下に3年という年限を区切ったのか、これをお聞きします。

○森 博子社会教育分科会長 社会教育分科会の森と申します。よろしくお願ひいたします。

コミュニティセンターと公民館体制という表現で、ここはまとめさせていただいておりますけれども、今委員さんのおっしゃられた公民館も公民館体制の中に入るかもしれないけれども、私どもの分科会で話したときは、一応公立の公民館ということ想定して、ここでは鶴岡市はコミュニティセンターを設置しておりますが、町村さんでは地区の様々な公立の公民館がおりるので、まず集落単位の公民館は別の単元で話し合いました、ここでは公立の公民館ということ考えさせていただいたものがあります。でありますので、自治集落の公民館は、時間がかかろうかと思ひまして、5年というふうに載せさせていただきましたが、現在の公立の公民館の体制整備は、3年でできるだけ皆さんの負担にならないような形でまとめていけるのではないかとということになりましたので、このような形にいたしました。

○佐藤甚一郎委員 その際にどのような方向性を持った調整内容であるのか、それはどうでしょうか。

○森 博子社会教育分科会長 082 027というこの管理番号の中の調整の内容でございますが、ここで問題になっているのは、鶴岡市だけこの地域生涯学習事業費補

助金交付規程というものを持っておりまして、これは鶴岡市の21のコミセンに出している補助金のことです。それだけ鶴岡市が他の町村さんと違っておりますので、他の町村さんの公民館の体制を見ながら、鶴岡市が行っているこのコミュニティセンターに対する補助金をどのような形で整理していくかというので3年ということをごさいます、町村さんの他の補助金と直接的な比較ということでは、ここでは考えませんでした。

それから、推進員につきましてですが、名称は違ってありますが、活動の内容等は大体似ているものもございますので、この点につきましても、合併まで整えるのはちょっと難しいかもしれないということと、現在設置していないところもありますので、それらも含めて両方の意味で3年以内に推進員の体制もともに整理したいという考えでございました。

○佐藤甚一郎委員 わかりました。

○須藤栄弘委員 生涯学習に対する住民の要望は、多様化しておるとともに、いろんな興味があつて、参加者も多いだろうと思います。余暇時間等もあるわけですから、現在の体制あるいは機能等が後退しないように、さらに広域にわたる情報を住民に提供して、いろんなチャンスで生涯学習に参加できるような体制強化をしてもらいたいと、このように思います。要望です。

○本城昭一委員長 ほかに。

この調整案でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、063の中央公民館管理運営事業であります。各市町村にある中央公民館の位置付け、設置条例の検討、運営審議会の調整、これが課題であります。それに対する調整として、合併までに設置、運営審議会、使用許可、使用料等の設置基準を制定する。現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。合併までということでありませぬ。

○須藤栄弘委員 中央公民館あるいは分館という形になろうかと思いますが、その場合人員の配置と申しますか、例えば各町村には館長というのがあると思いますし、中央公民館あるいは分館という形になりますと、どのような組織、人員と申しますか、現段階から変わりますか。

○森 博子社会教育分科会長 082 063の中央公民館は、新市での中央公民館でありまして、中央公民館ということから、新しい市で1館という想定になります。今委員さんおっしゃられたように、現在の町村さんで中央公民館等様々な名称の館ありますけれども、それについての考え方でございませぬが、恐れ入りますが、87ページ

の資料をご覧いただければありがたいと思います。87ページの右のほうに新市での公民館の体制を考えた場合に、分科会としてはそれぞれの町の現在の公民館は、名称は現在のものですが、このような形でまず地区の公民館として設置するというふうになります。それで、館長という職名の方についてでありますけれども、それぞれの館に正規の職員か、非常勤の職員かは別として、館長という方は必要になると思いますので、それは設置をさせていただきたいというふうに考えております。

○本城昭一委員長 調整案でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 072の地区公民館管理運営事業、それから地区公民館運営委託事業、自治公民館等と3項目がございます、経過措置5年、3年、5年、こういうふうになっております。この辺一括して質問を受けたいと、意見を受けたいというふうに思います。

○田村作美委員 073の経過措置だけ3年以内ということになっているんですが、この辺とのかかわりでこれだけ3年以内というのは理由があるんですか。ちょっと聞きたいと思います。

○森 博子社会教育分科会長 073地区公民館運営委託事業は、藤島さんだけでされている施策でございます、この3年以内というものは藤島さんのほうでこれだけ必要だというふうに考えられている年数でありますので、これは尊重したいということで書かせていただいたものです。

○田村作美委員 わかりました。

○押井喜一委員 考えとしまして、藤島だけが独自の方法で運営するというふうなことでありますけれども、非常にこれは各町内会あるいは会長会、それらと密接にかかわって藤島の場合は公民館の運営ということをやられてきたわけです。そういったことがいわゆる民間主導の公民館運営ということで、昭和30年代からそういった方法で運営されてきて、その地区公民館だけで見直しというよりも、本当に町内会と密接なかわりがあるということでもありますから、果たして藤島3年以内ということであったということでしたが、3年以内でそういった調整を図ることができるのか、非常に私は心配であります。常に合併に関しては、こうした町内会あるいは公民館体制、運営、このことが一体どうなっていくのかという非常に町民の皆さんの心配されている部分であります。そういったところで、将来的にそういった運営管理はどのような方向にあるのかなと、ここで上の072の調整内容になるわけですが、どのような体制を想定しているのかということも検討されているのかお聞きしたいというふうに思います。非常に藤島の場合そういったところで、果たしてこの3年の中で今までやってきたことの調整を図ることができるのかどうか心配ですので、その辺お

聞きしたいというように思います。

○**山村 誠教育部会員** 藤島の場合、地区公民館5館でそれぞれ公民館の運営協議会というものを設置しております。そちらのほうに年間850万の委託料ということで、事業費、それから委員の会議費、それから公民館を維持するための需用費というものを毎年支出しております。事業費については、それぞれの地区の運営協議会の中で、独自性を持ちながら実施してきたところでもあります。今回の3年ということにつきましては、基本的にはほかの町村の公民館と運営の仕方自体は変わっておりませんけれども、状況を調整する前に、藤島としての考え方を整理できればということと3年としたところでもあります。

○**押井喜一委員** 3年という期間というのはわかりますけれども、我々藤島のことしか経験していませんから、わからないので、どういった公民館の運営体制になっていくのか、具体的な姿、どのようなことを想定しているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。例えば鶴岡市のような公民館運営ということをお聞きしているのか、どういうことで調整を図って、体制をつくっていくのか、どういうふうな姿になっていくのか、その辺お聞きしたいなと思います。

○**森 博子社会教育分科会長** 将来的に新しい市の地域の地区の公民館そのものの姿というのは、合併によって極端な変わり方をするものではないと考えております。ただ、今この073で言われている部分は、委託であるというその方式だけでございまして、そこにいらっしゃる方が例えば委託先の方であるか、それとも直接の職員であるか、はたまた別の感じに、もっと長い将来においてどういう方法がいいかということは、全体の地区の公民館のあり方を見たときに、改めて定まるわけですがけれども、やり方とか、そういうものは同じであろうかと思えます。委託されている方がいるかいないかという、極端な言い方をすればそういうふうになります。先ほど藤島さんのおっしゃったように、実施されている公民館の活動そのものは、他の町村さんと同じであるということでありましたので、事業に対する方法等については、私たちこういう分科会としてはどの公民館も同じですけれども、合併によって特に変えるような、そういうような考え方にはいたしておりません。

○**押井喜一委員** ちょっと具体的に聞くけども、藤島の場合、地区公民館では館長さんと民間の主事さん1名か2名いながら、そこで管理、いろんな事業展開しているわけだけども、そうした体制は調整には入ってこないと、従来どおりそういうふうな体制でやっていくというふうに捉えていいわけですか。

○**森 博子社会教育分科会長** そこにいる人数、1人か2人かという、その最終的な調整は出るかもしれませんが、館長さんとか、主事さんとかという方がいらっしゃって事業展開をしていくという、そういう考えは変えていないつもりでございます。

○**本城昭一委員長** どうですか、現行体制を維持しながら…。

○**押井喜一委員** 館長さんは非常勤ということだけでも、藤島では館長さんのほか2名ずついるのかな、各地区公民館に。

○**本城昭一委員長** こういう地域単位で違っているものは、一定の時間を要するものがありますので、5年、2番目は3年ということでもありますけれども…。

○**押井喜一委員** 委託するかどうかの問題だから、それはあれだけれども、そういった体制だとか、そういったものがどうなっていくのかという、継続しながらということ…。

○**本城昭一委員長** 当面現行どおりということでございますので、どうですか。

(「はい。」という声あり)

○**佐藤甚一郎委員** これは自分のほうだけ考えれば、本当は一番いいんですけれども、そもいかないわけなので、鶴岡市が点線になっているわけです。機構図の中では鶴岡市が実線でなくて点線になっているんです。これはどういう意味なんですか。

○**本城昭一委員長** 鶴岡の21の小学校単位のコミセンで、これ点線になっているのはなぜか。

○**森 博子社会教育分科会長** この図のことだと思いますけれども、業務というのは直接職員がかかわっているところでございます。それから、鶴岡のコミセンだけ点線になっておりますが、ここは直接市の職員はかかわっていないものですから、補助金等でやっていると、そういうものを区別するためにここを分けさせていただいたものがあります。

○**佐藤甚一郎委員** わかりました。その上で申し上げるんですが、この支援職員というのは、実際長い歴史がありますから、いいんだろうというふうに思うんですが、何かしらこれはちまたのうわさであります、気にしないでもらいたいんですが、補助金をただ流して、あとはどうでも好きにやれと。言い方大変悪いです。悪いけれども、そういうようなことをうわさとして聞いています。これは、うわさですから、うわさ話に答えてもらうというのもあれなんです、そこら辺のところは実態はどうなんでしょうか。

○**森 博子社会教育分科会長** すみません。あとはどうでもというの、そのあと何とおっしゃったか、聞こえなかったんですけども。

○**佐藤甚一郎委員** うわさ話ですので、好きな事業展開をなさいと、いい言葉で言えば、どうでもというのではなくて、好きに、いわゆる命令指揮系統はないと、中心の、

こうということが一つ。それから、運営の中身についても、中身というか、経費、これらのかけ方についても、各コミセンそれぞれ相当の差異があると、そんな話を聞きます。この辺については、実態としてはどうなんでしょうか。

○**森 博子社会教育分科会長** 補助金につきましては、鶴岡市の補助金の要綱を持っておりまして、そしてどのような事業をするかというのは、メニュー方式になっております。具体的な部分だけを言って申しわけないんですけども、社会教育の中には様々な事業がありますが、住民が一体となってやらなくてはいけないような、そういう住民交流の部門と、それから従来の社会教育的な事業をやるということで、例えば家庭教育とか、少年教室とか、いろいろ名称はあると思いますけれども、それを大きなくくりで三つに分けて、その中から細部については各自治会が使いやすいような形のプログラムを組んでもらうというような形にしております。その補助金の使途につきましては、毎年定期的に地区を決めて市の監査が入っておりますので、お金の使い方がどうのこうのというような部分はないと思います。ただ、自費、住民が自主的に会費として納めている部分と合算しての使い方になっておりますので、自費の部分につきましてはの監査はいたしておりません。ただ、事業展開は住民の自治会費となっている部分と市の補助金の両方の合算した額で事業は展開されております。

それから、運営の経費というのはコミュニティセンターの運営の経費ということかと思いますが、これも同じような形で住民の総会なるもの、それから理事会なるもの、それぞれが役員の方決まっております。最終的には年1回の総会の席上ですべての事業費が決定されるということになっております。その総会に持っていく場合に、市の補助金に対する交付申請の申請等があり、その交付申請等については、一応市の補助金申請という形で職員がかかわらせて、内容を全部見せていただいております。それ以外の部分につきましては、住民自治会費の中で自由な活用ということとその地区の住民が認めた上で活用されているというのが実態になっております。

○**佐藤甚一郎委員** 度々申しわけないんですが、事業展開していく間には、いろんなことがあると思うんで、監査というのは実は最近随分やかましく言われるようになったんです。私の町なんかは2年前から、各コミセンなんていう大きい単位でないで、ちょっと温海町を見てもらうとわかるんですが、一番下のほうに29があります、これの全部を監査するんです。監査というのは、少なくとも交付金あるいは補助金の交付先、それらの監査というのは、今かなり厳しく求められているんだと思うんです。これから調整する間にそういう手法も含めてご検討いただければありがたいと思います。

○**須藤栄弘委員** 自治公民館の建設に対する支援ということでありまして。建築資金補助、融資あっせんとかあるわけですけども、その他いろんな公的な補助制度もあるかと思っております。これらについても自治公民館を建設するといった場合、現在金額が書いていないわけですが、上限等あるわけですけども、この件については他の町村のことはわからないんですけども、どのような内容になるものか。

○森 博子社会教育分科会長 自治公民館の建設ですけども、鶴岡市の場合ですと、直接の補助金ではなくて、建てる場合の融資あっせんということになっておりますので、利息の2分の1を補給をするということになっております。

それから、藤島町さんの場合は、新築は補助対象経費の10分の3、上限500万というふうになっております。増築、改築は補助対象経費の10分の3、下限10万円。

それから、羽黒町さんの場合は、新築の場合は補助率10分の5、上限500万、増改築10分の5、上限200万。

それから、櫛引さんの場合は...

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 資料の93ページです。

○森 博子社会教育分科会長 ページ数を言わないで申しわけありません。ここに全部の町村さんで持っている、形式は違いますけれども、様々な補助率がありますので、書かせていただきました。

○須藤栄弘委員 これを、合併5年以内に調整するということになるんですね。

○森 博子社会教育分科会長 はい。同じ市の中で建てる地域が違って、補助率があまりにも違うのでは大変ではないかということと、それから現状としてどんどん建てられているという状況でもないものですから、実態に即した補助なり、あっせんなりのこのスタイルをもう一回検討したほうがいいのではないかと出ております。

○須藤栄弘委員 特に課題になるというよりも、新しく宅地造成された住宅団地で自治会を構成して、公民館を建てたいということになりますと、従来からある集落については、歴史的な経過があり、土地もあり、公民館等もそれなりに建設されているということで、なかなか新しい住宅団地においては、公民館建設というのは一つの町内会を形成するのに大きなネックになっているという要素があると思います。それで、今おっしゃられたとおり、そんなに建つわけでないかと思えますし、一定の支援をしないか、その町内会の構成というのはなかなか進まないのではないかなと思っております。

○本城昭一委員長 意見も出つくしたと思います。この調整でいかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、084図書館管理運営事業についてであります。これは上段、中段、下段、三つ、最後は、経過措置5年ということになっておるわけですが、調整内容、最初のほう、図書館と図書室、鶴岡を本館とする、町村は分館として位置づける、これは合併まで。次の図書館協議会の設置に差異がある、図書館協議会を統合し、委員数10名程度、任期2年として調整する、合併まで。最後に、利用者サービスに

差異があるということで、利用カードあるいは本館にある図書の問題、分館の整備を年次的に行うこと等、それを経過措置として5年以内に調整をすると、こういうことであります。

○長南源一委員 利用サービスのことですが、まず一つは、開館と閉館時間、これ違うようですけども、これも5年超というふうになるんだと思いますけれども、例えば職員の勤務の形態なんかからいくと、その辺は合併時に私は調整できないものかというふうに思うんですが、それからもう一つは、休館日いわゆる開館する曜日の関係ですが、これも差異があるようですけども、これも例えば分館に行っていないときに鶴岡市の本館に行って借りるという、そういう利用者の利便からいったら、休館日の統一なんかも5年かけなくて、これは合併時に私はできるような気もするのですが、そのほうが利用者にとって大変サービスになるのかと思うんですが、いかがですか。

それからもう一つは、一番下段の利用者サービスの差異があるののところですが、本館にある図書については、合併後各分館で速やかに貸出利用ができるようにするというのはどういうことなのか。現在でも鶴岡市民外でも鶴岡市の図書を借りているわけですけども、ここの意味はどういうことなのかちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○森 博子社会教育分科会長 最初のサービスのところの問題で、すぐできるのではないかという部分についてでございますが、設置に関しての部分についてはすぐできずし、それからおっしゃられた図書館職員の勤務等についてはすぐできる部分でございます。ただ、の部分については、現在鶴岡に住んでいらっしゃらない方でも鶴岡の図書館のカードをお持ちである町村の方、他市の方すべてに鶴岡市の図書館においていただければお貸ししているということでありまして、このでは、例えば本館以外、分館として設置したところでも鶴岡の現在の家中新町の図書館においてにならなくとも、そこそこの分館で速やかに貸出業務ができるようにしたいという意味であります。

それから、5年超というところの時間の部分につきましては、で電算化等の処理が非常に経費、時間ともにかかるものですから、とても時間がかかるというふうに図書館の現場からは言われております。ただ、考え方としては、町村さんで図書の整備とか、館の整備体制が現在異なっておりますので、全市町村一斉にというよりは、図書館の電算化のみならず、役場としての様々な電算化処理があると思われまじくても、例えばそれらと連動してできるものであれば、できるところからどんどんこういうふうにつなぐ作業はしたいというのが現場の考え方でございます。

○長南源一委員 じゃ、確かに利用カードとか、いわゆる電算化は時間かかると思いますけども、こういう開館、閉館時間とか、休館日の設定については、もっと早くできる可能性もあるという意味ですか。

○森 博子社会教育分科会長 はい。

○**長南源一委員** それからもう一つ、各分館で借りられるようになるということは、ないときには向こうで届けてくれるということの意味するんですか。申し込むと向こうで届けてくれるということですか。

○**森 博子社会教育分科会長** 最終的には、そのところまでお届けする。ただ、どのようにしてその図書を運ぶかという仕組みを確立しないとできないものですから、それはそれで検討しますがということです。

○**長南源一委員** それを実現する方向で検討しているということ、わかりました。

○**本城昭一委員長** 図書館の管理運営事業についていかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、この調整内容でお願いをします。

次に、スポーツ分科会のほうですが、047の体育施設使用料についてであります。使用者の居住地による違い、それから時間帯による料金差の有無、それから照明料を含む含まないの違い、あるいはスポーツ、非スポーツ、プロ、アマ別使用料の違いの有無、こういうことで調整を必要とするということで、ここに2段にわたって調整方法が書いてあります。町村住民以外を対象とした割増料金については、合併までに町村民を市民に置き替える。それから、料金体系については合併後5年をめどに算定単位を1時間単位、照明使用料は別に設定するなどの統一と併せて適正な受益者負担の観点から使用料全体の見直しを検討する、経過措置5年以内、こういうことでの調整であります。

これ資料100ページからでいいですか。

**秋庭一生スポーツ分科会長** 109ページからになります。

○**本城昭一委員長** 109ページから。上段は合併までに調整をする。下段は5年以内と、こういう調整案であります。いいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、体育施設使用料の減免ということですが、これも2段階になっておりまして、合併まで、それから5年以内。5年以内は減免対象範囲や減免については、適正な受益者負担の観点から合併後5年をめどに見直しの上統一する。いろいろ減免措置に違いがあるようであります。上の段は問題ないと思います。下のほうの減免について、これも前のやつと同じ調整でお願いしたいと、こういうことにしたいと思います。

そのほかご意見ございましたらどうぞ。

○**長南源一委員** 今の体育の減免とかと直接かわりになるわけですが、広域になっているんな施設があるわけで、いろんなところを使いたいという方は当然出てくると思いますが、大変広域になるわけですので、使用申込が将来的にはネット上でできるよう、利用状況が一覧できて、ネット上から申し込みできるようになると思うんですが、当面できるだけ利用者の利便性を考えて、1か所でそれぞれこの施設でも申し込みできるような、そういう用紙の配付の仕方、それから利用状況が1か所でわかるような、そういうシステムをぜひつくって、どの施設でもできるだけ使用しやすいような運用の仕方をまず当面お願いしておきたいと思えます。

○**本城昭一委員長** 今のご意見参考にしながらひとつよろしくお願ひしたいと思えます。それじゃ、これで終わりたいんですが、5分間休憩します。

(休憩 午後4時25分)

(再開 午後4時32分)

○**本城昭一委員長** それでは再開いたします。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 先ほど教育部会の学校支援職員配置・派遣関係業務につきましてですが、構成市町村の皆様がおそろいだったものですから、部会、分科会ということで協議いたしまして、内容につきまして誤解のないようにということで、調整内容ですが、「事業継続には多額の負担増が考えられるが、教育現場の重要性に鑑み、合併時に学校の状況把握を基にして、人員配置を検討する。」というふうに調整内容について修正いたしまして、課題の最下段のところでございますが、「緊急雇用の補助制度が平成16年度で終了」と。調整内容のところ課題を記載したような形になったものですから、そういうふうに訂正させていただきます。それでこちらのほうの調整案につきまして、委員の皆様からバツサリ切るのはどんなものかというふうなご意見ですとか、教育の必要なところにはお金はかけなければならないというふうなご意見ですとか、公平性の観点ですとか、そういったようなご意見をいただいておりますので、そういった意見を添えまして、協議会に報告させていただくというふうなまとめ方をさせていただければというふうにご提案申し上げたいと思えます。

○**本城昭一委員長** わかりました。ただ今苦心の末の調整案でありますので、いかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そういうことでよろしくお願ひします。

○**板垣隆一管理・学校教育分科会長** 今の件とは別なんです、先ほどのランドセルの

件で、ランドセルを全市町村に配付すると1,200万の増と、その積算の内訳ということをおっしゃいましたが、そのときはカタログ価格という話を私したんですが、今いろいろ各課長の意見を聞くと、カタログ価格ではなくて、実際このくらいの金額で購入できるという金額、1個当たり8,000円相当で人数は1,500人程度、このような形の積算をした金額でありますということに訂正させていただきたいと思いません。

○**本城昭一委員長** それじゃ、そのほかご意見がございましたら、以上をもちまして重要事務事業について終了いたします。ご苦労様でした。

## (2) その他

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** それから、一番最初、こちらの協議に入ります前に皆様にご説明いたしましたけれども、今回の重要事務事業というのは、事務局で部会のほうと相談しまして、特に関係あるもの、皆様にご協議いただきたいものということで、2,521の中からピックアップしたものでございまして、最初にこの事務事業一覧というものもちょっと簡単な内容でございましたけれども、出させていたでございましたので、この中で気にかかるようなものがございましたら、ご確認も我々のほうではしなければならぬということでございますので、委員長よりよろしくお願ひしたいと思います。

○**押井喜一委員** その件で、議会のほうでもまたそういった項目の洗い直しというか、いろいろ検討しているところなんです。まだ私もそこまでどうするかということについては考えてもこなかったもので、ちょっとこの場ではできないのではないかなと思ひます。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** きょうは第一と第三の報告が終わったわけですがけれども、我々のほうでも全体会に報告いたしまして、ほかに何かございましたらその中で内容についてのご質問をいただいてもよろしいかと思ひますけれども。

○**本城昭一委員長** 今事務局からお話があったような取扱いでいいんじゃないですか。鶴岡の場合も2,521について、重要事業に移行するものはないかと、そういう呼びかけをしているところです。まだありませんけれども、それはどこでもみんなやっていることと思ひますけれども。

どうですか、いいんじゃないですか。

(「はい。」という声あり)

○**齋藤和也生活分科会長** 生活分科会を担当しております、鶴岡市市民生活課長の齋藤でございます。

私もここまで住民自治組織にかかわることにつきまして、先般委員の皆様方から調整する時期について5年ぐらい、私どもとしては3年を提案させていただいたわけで

すが、調整する時期を5年以内にするということで、2ページから5ページまでの全部についてご協議いただいておりますけれども、先般2月23日に生活分科会を開催をいたしまして、委員の皆様方の協議の状況というものをお伝えしまして、この調整する時期の振分けの5年以内ということにつきまして協議をさせていただきました。分科会といたしましても、5年以内ということで協議が調いましたので、改めて分科会としては5年以内ということで委員会のほうに提案という形をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○**本城昭一委員長** 今説明ありましたように、当委員会として5年以内ということをお願いするわけでありまして、そのように取扱うことにするという報告だということだと思っております。了解をしたいというふうに思います。

○**上原正明社会児童分科会長** 社会児童分科会の上原でございます。

同じく、29ページの034 029保育料の件でございます。前回の協議の中では、保育料につきましては単に料金だけではなく、新市の施策のかかわりもあることから、結論を出すことは難しいが、あえて年数を入れるということであれば、5年超ということになったものと思われまます。ただし、5年超でありますと、住民への説明に対しても、また事務的に調整するものでもちょっと先が見えてこないことや住民の不公平感を招くことも予想されます。そういったことから調整の文言も不明確なところがありまして、部会といたしましては、調整案を訂正させていただきたいということで考えております。

調整内容につきましては、当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を基本にを、「参考に」ということで、新しい保育料を検討し、段階的に調整すると、そういう文言に調整内容を変更させていただきますようにご提案申し上げたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。それによりまして、5年以内に少子化対策とか、別の施策等を勘案しながら、新しい保育料を算定することになります。その後段階的に調整していきたいと考えるものでございまして、経過措置5年以内というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○**本城昭一委員長** 今調整内容の文言の変更ということでありましたが、当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を参考にですか。

○**上原正明社会児童分科会長** 国の基準を参考に新しい保育料を検討し、段階的に調整する。

○**本城昭一委員長** そういう提案がございました。いかがですか。

○**佐藤甚一郎委員** 今の段階的にということは、調整できるものについてはそれ以前にも実施に移すと、そういう意味ですか。

○**上原正明社会児童分科会長** 5年以内に新しい保育料を検討するわけですので、それ以前は現行のままということです。

○**押井喜一委員** その後に段階的に調整を図ると。

○**上原正明社会児童分科会長** 新しい保育料の検討結果、新しい保育料というのができるわけですが、それと今の現行と相当格差がある場合につきましては、段階的にいかに得ないと思いますし、一気にいける、そういう場合もあると思いますので、その辺についてはこれからの検討になろうかと思います。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうに調整をお願いしたいと思います。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** それから、皆様にきのうか、おととい、こちらのほう届いているかと思いますが、先ほど申しましたように第一と第三はきょう協議会のほうに説明しました。第二の協議状況についてですが、前回まで5回分のご協議いただきました住民生活部会と健康福祉部会につきまして、今住民自治の関係と保育料について文言の修正を諮りましたが、それについてはここに反映されておりませんが、それも合わせて協議会で報告すると。今現在のものについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

あともう一つ、こちらの2枚の資料も配付させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、委員の皆様からいろいろご意見をいただきまして、事務方のほうの文言が不適切というか、それについて、このように修正いたしましたという表になっております。それでこれに基づいて調整内容案も修正させていただいております。

それで、1ページでは、手数料、使用料については、主な意見ということで、将来的には料金を下げることも検討していただきたいというふうなご意見が出ました。

2ページ目ですと、先ほど住民生活部会から提案ありまして、3年から5年に変更になっておりますけれども、主な意見ということで、行政コスト、人員配置、委託料等時間をかけてということで、このように多くの意見をいただいております。

飛びまして、9ページでは、行政窓口相談の機能強化に努めていただきたいと。

10ページでは、これも同様ですが、できるだけ早く相談体制の強化というふうなご意見をいただいております。

それとあと13ページでは、固定資産税の不均一課税については、政策的なことあるので、慎重に行っていただきたいというようなご意見をいただいております。

あと15ページですが、都市計画税の課税区域の決定に当たっては、地域住民の合意の基にというようなことにご意見を頂戴しております。

それから16ページ、これは国保税の関係ですが、調整する時期について5年以内としておりますけれども、なるべく早くというご意見をいただいております。

17ページでは、出産一時金について、少子化の傾向もあることから、高いほうに統一はならないかとか、あと単独事業の状況では、サービス低下にならないように要望すると。

18ページになりまして、小型合併浄化槽につきましては、当然公共下水道、農業集落排水、将来のエリアマップと関係あるものでございますけれども、条件不利地域に不公平が生じないようにというようなご意見をいただいております。ごみステーションにおいては、行政の考え方を明確にすべきであるというような意見をいただいております。

21ページで、消防団、消防団員報酬については、自主防災組織の体制強化ですとか、指揮命令系統、あと出場手当につきましては、報償金的な意味合いがあることから、十分検討していただきたいと。

それから22ページ、防災行政無線については、老朽化している戸別受信機の対応も検討していただきたい。

大分飛びまして、33ページでございますけれども、ただ調整するというのではなくて、その他のサービスやケアを充実するとか、検討が必要であると。高齢者に現金を給付するということが福祉につながるか疑問であるとか、福祉全般に対する主な意見をいただいております、それがこの33ページに大きい枠で記載してございますけれども、今後の福祉施策の方向は現金、現物給付ではなく、サービス提供を中心に整備を図り、その提供基盤整備を進めるとしており、その方向は理解するが、サービスを住民が等しく受けられることを基本に施策を進めていくべきである。

37ページのほうですと、保育料ということで、少子化対策、子育て支援として、慎重な調整を望むと。新市として、政策的な判断もあるということで、そういったご意見をいただいております。さらに、私どものほうで意見として加えさせていただきたいものがございまして、また皆様に送付させていただきますけれども、これからの保育行政、保育施策の方向について民営というものを前面に押し出しながら進むべきだというようなご意見も頂いているということを追加させていただきたいと思っております。

それと次の38ページですと、誕生祝金ということで、少子化対策というような観点からの意見もいただいております。

それから、39ページでございますけれども、一部事務組合、第三セクター、原案のとおりということでご協議いただいておりますけれども、交通災害共済については、もうちょっと協議に時間がかかるということで、協議がまだ完了しておりませんので、こういった状況になっております。

そして、これについてご確認をいただきたいということと、あときょう教育部会のほうもご意見をいただいたものとか、了承いただいたものがございますので、そういった内容につきまして、このようにまた記載したものをまとめ次第皆様に配付させていただきます。時間的なことを考慮しますと、再度お集まりいただいて、ご確認いただくというのはかなり難しいのかなというふうに事務局のほうでは考えております。それで、できるだけ早く私どものほうで郵送いたしますけれども、それについての訂正、追加とか、もしあれば、ご連絡をいただきたいというふうなことで取扱わせていただきまして、3月7日の協議会にご報告してまいりたいということで皆様にご提案し

たいと思います。委員長よろしく願いいたします。

○**本城昭一委員長** 今第二小委員会の協議状況報告、前回までの中身について説明がありました。これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** これを承認させていただきまして、その後の調整案につきましては、調整案ができた時点で、また皆さんからお集まりいただいて検討するという時間は非常に難しいということですので、調整案をまとめて皆さんに送付する。それを見ていただいて問題点を事務当局に指摘してほしい、修正案を提案してほしいと、このことでもあります。毎回時間ぎりぎりまで働かせて、最後のまとめをちょっと少し急ぐような感じになりますが、ぜひそういうことでご了解いただいて、7日には全体の会議の中で説明をさせていただくと、そういう段取りになりますよう皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** そうということで、よろしくお願い申し上げます。

### 3 閉 会(午後4時57分)

○**本城昭一委員長** それでは、第11回の第二小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。